

温泉法施行規則第6条の3第1項各号又は第3項各号に基づく技術基準に適合することを証する書面

この記載例は、改正法施行時の既存施設で、平成21年度末までにハード対策を行う場合の記載例です

申請者名	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
採取場所所在地（源泉所在地）	〇〇市〇〇町〇〇字〇〇△△番
温泉利用施設名称・所在地	〇〇温泉 ・ 〇〇市〇〇町〇〇△△番地

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合等	状況	備考
1. 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている場合（第6条の3第1項関係）			
(1) ガス分離設備の設置<第6条の3第1項第1号>			
ガス分離設備が設けられていること。<第1号>	適合 不適合	適合：設置している 不適合：設置していない	ガス分離設備の種類と数 ・ガスセパレーター（ 1 ） ・貯湯槽（ 1 ） ・その他（ ）
ガス分離設備通過後の温泉水から分離した気体中のメタン濃度は環境大臣が定める基準値未満であること。<第1号>	適合 不適合	適合：基準値未満 不適合：基準値以上	測定方法： 告示第1条 第1号、第2号 測定結果： %LEL
(2) 可燃性天然ガス発生設備の屋外設置<第6条の3第1項第2号><附則第4条第1項>			
温泉井戸が屋外にあること。（ただし、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。）<第2号イ> （※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されている温泉井戸は適用除外。）	適合 不適合	適合：屋外に設置 適合：ただし書き適用 適合：適用除外 不適合：屋内に設置	ただし書き適用の場合はその理由： 添付図 1 参照
ガス分離設備が屋外にあること。<第2号ロ> （※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されているガス分離設備は適用除外。）	適合 不適合	適合：屋外に設置 適合：適用除外 不適合：屋内に設置	添付図 1 参照
温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口が屋外にあること。<第2号ハ>	適合 不適合	適合：屋外に設置 不適合：屋内に設置	添付図 1 参照
(3) 可燃性天然ガスの排出口の位置等<第6条の3第1項第3号>			
可燃性天然ガスの排出口からのメタン濃度が爆発下限界の値の25パーセント未満であること。 （25%LEL以上である場合は以下の措置を行う）	適合 不適合	適合：メタン濃度25%LEL未満 不適合：メタン濃度25%LEL以上	変更工事終了後、 ガス濃度を測定し 結果を提出します ※
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）が、温泉井戸又はガス分離設備の床面又は地面からの高さが3m以下の場所がないこと。 <第3号イ>	適合 不適合	適合：3m以下にない 不適合：3m以下にある	排出口の高さ 温泉井戸：高さ 3.1 m ガス分離設備(セパレーター) ：高さ 3.5 m ガス分離設備(貯湯槽) ：高さ 3.5 m 添付図 2 参照
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）から水平距離3m、垂直距離が上方8m又は下方0.5m以内である空間内に、火気設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有していない電気設備、屋内への空気の入入口(窓や吸気口等)、又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所（ベランダや一般の人が立ち入れる屋上）がないこと。 <第3号ロ>	適合 不適合	適合：火気使用設備等 ない 不適合：火気使用設備等 あり	添付図 3 参照
(4) 配管の閉塞防止措置<第6条の3第1項第4号>			
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合は凍結を防止する措置の実施。 <第4号イ>	適合 不適合	適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： ガス排出に係る配管は垂直に設置・固定 しており自重で落下するため、凍結による 閉塞するおそれはない。 措置する場合(閉塞のおそれがある場合) の措置方法：
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合は、水抜き設備の設置及び定期的に水を抜く措置の実施。 <第4号ロ>	適合 不適合	適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： ガス排出に係る配管は垂直に設置・固定 しており自重で落下するため、滞留する おそれはない。 措置する場合(滞留のおそれがある場合) の措置方法：
(5) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<第6条の3第1項第5号>			
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。	適合 不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱 その他（ ）

「状況」の欄に設置数を記載すること（ガス分離設備として使用するものに限る）

ガス分離設備設置後、測定し基準値未満であることを確認する旨記載し、他部分は記載しない。
（申請時は施設がなく測定できないため）

「備考」欄に図面番号を記載し、図面を添付すること。
改正法施行時の既存施設で屋内にある場合は、適用除外に○を付けること

「備考」欄に図面番号を記載し、図面を添付すること。

「備考」欄に図面番号を記載し、図面を添付すること。

※）温泉井戸からのガス排出口（電気ケーブル挿入口、水位測定口、エアリフト管挿入口など、井戸内ガスが地上に出てくる可能性があるもの全て）及びガス分離設備（その機能のある貯湯槽等を含む）からのガス排出口であって、その高さが3m以下のものは、全てガス濃度の測定が必要です。

上記のガス排出口であって3mを超える高さのものの濃度測定は必要でないので未記入としてください。

「状況」の欄に排出口の高さを記載。「備考」欄に図面番号を記載し、排出口高さを図示した図面を添付すること。

温泉井戸からのガス排出口（電気ケーブル挿入口、水位測定口、エアリフト管挿入口など、井戸内ガスが地上に出てくる可能性があるもの全て）等で3m以下のものがある場合、上の欄の備考に工事終了後、ガス濃度測定する旨記載すること。

「備考」欄に図面番号を記載し、図面を添付すること。

水平距離3m内に対象設備がないことわかる平面図及び垂直距離上方8m・下方0.5m内に対象設備がないことわかる立面図を添付すること。
（電気設備・屋内への空気取入口（窓等）を特に気をつけ記載すること）

「閉塞のおそれなし」の場合：
閉塞するおそれがない理由を「状況」欄に記入
「措置する」の場合：
措置の方法を「状況」欄に記入

「滞留のおそれなし」の場合：
閉塞するおそれがない理由を「状況」欄に記入
「措置する」の場合：
措置の方法を「状況」欄に記入

接続箱を設置する場合は接続箱に○を、「その他」の場合は別に図面を添付すること。

接続箱の設置場所を配置図上に示すこと。（接続箱構造図も添付のこと）

(6) 火気使用制限等<第6条の3第1項第6号>

可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する設備、外面が着しく高温となる設備を設置しないこと。 <第6号イ>	適合 不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	①可燃性天然ガスの多さ （ガス水比） ガス1：水10 ②設置しない距離： 8m ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	
可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。） <第6号ロ>	適合 不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：	
関係者が見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第6号ハ>	適合 不適合	適合：掲示する 不適合：提示しない	掲示の場所：ガス分離設備フェンス	

原則ガス水比の測定が必要だが、水平距離を1mする場合は必ずガス水比の測定結果を添付すること。

その他「状況」欄の必要事項を記入すること

「状況」の欄に掲示場所を具体的に記載すること

(7) 関係者以外の立入制限措置<第6条の3第1項第7号><附則第4条第3項>

柵の設置その他の方法により、可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多い地域と認めた地域においては2m）の範囲内の地面又は床面（可燃性天然ガス発生設備からの垂直距離が5m以上の場合を除く）における、関係者以外の者の立入を制限すること。 （※上部が開口した既存の地下に埋設された施設については附則第4条第3項により適用除外。）	適合 不適合	適合：制限する 適合：適用場外 不適合：制限しない	①設備から柵までの距離： 2.1m(温泉井戸) 2.3m(ガス分離設備) ②措置の内容： フェンス(高さ：2.1m) ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	添付図 4 参照
---	--------	---------------------------------	--	----------

「状況」の欄に各設備外面からの柵までの距離を記載のこと。

「備考」欄に図面番号を記載し、図面を添付すること。（各設備外面から柵までの距離がわかること）

(8) 月次点検<第6条の3第1項第8号>

毎月1回以上、ガス分離設備内部の水位及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。	適合 不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
--	--------	----------------------	--	--

(9) 記録及び記録の保存<第6条の3第1項第9号>

点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合 不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合 不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		

(10) 災害防止規程の作成<第6条の3第1項第10号>

以下を定めた災害防止規程の作成し、温泉の採取の場所に備え付けること。<第10号>	適合 不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：事務室	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のために措置を適正に実施するための体制に関すること。 <第10号イ>	適合 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>	適合 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		"
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 <第10号ハ>	適合 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		"
その他災害の防止に関し必要な事項。 <第10号ニ>	適合 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		"

「状況」の欄に備付場所を具体的に記載すること

(12) 非常時の措置<第6条の3第1項第11号>

災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合 不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能		
-------------------------------------	--------	----------------------	--	--

